

建設工事に係る契約方法の改正について

高砂市では、より一層市内業者への発注機会を拡大することにより、地域経済の活性化及び市内業者の育成を図るため、高砂市郵便応募型条件付一般競争入札の対象工事金額の上限額を引き上げます。

1 見直し内容

高砂市郵便応募型条件付一般競争入札の対象工事金額の上限額を引き上げます。

変更前 (_____ は変更部分を示す。)

工 事 種 別	設 計 金 額	市長が特に必要と認める場合の設計金額
土 木 工 事	1,300,000円を超え 210,000,000円以下	1,300,000円を超え 315,000,000円以下
建 築 工 事	1,300,000円を超え 320,000,000円以下	1,300,000円を超え 480,000,000円以下
そ の 他 の 工 事	1,300,000円を超え 150,000,000円未満	/

変更後 (_____ は変更部分を示す。)

工 事 種 別	設 計 金 額	市長が特に必要と認める場合の設計金額
土 木 工 事	1,300,000円を超え 210,000,000円以下	1,300,000円を超え 315,000,000円以下
建 築 工 事	1,300,000円を超え 320,000,000円以下	1,300,000円を超え 480,000,000円以下
<u>大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、水道施設、消防施設及び清掃施設の各工事</u>	1,300,000円を超え 150,000,000円未満	<u>1,300,000円を超え 160,000,000円未満</u>
<u>屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置及び建具の各工事</u>	1,300,000円を超え 150,000,000円未満	<u>1,300,000円を超え 200,000,000円未満</u>

2 施行期日 平成25年6月28日